

令和8年度税制改正に係る青森市市税条例の専決処分による一部改正について

1 改正時期について

- 「令和8年度税制改正大綱」を踏まえた「地方税法等の一部を改正する法律案」が、令和8年2月18日開会の第221回特別国会に提出された。
- 今回の改正には、令和8年4月1日から施行するために「青森市市税条例の一部改正」が必要な項目が、軽自動車税環境性能割で予定されている。
- 法案の成立及び公布時期は、例年「3月末」となっており、令和8年第1回市議会定例会が閉会していることが想定される。

令和8年第1回市議会定例会が閉会していた場合、令和8年4月1日から施行するために改正が必要な項目については、「専決処分」による条例改正を行おうとするもの。

2 専決処分による条例改正が予定される項目について

軽自動車税の環境性能割の廃止

新車・中古車を問わず軽自動車の取得者に対し、その取得価額に燃費基準達成度に応じた税率により課税（取得価額の0%～2%）している環境性能割を廃止する。

- 軽自動車の環境性能割を令和8年3月31日に廃止するほか、所要の改正を行うもの。
- なお、環境性能割の廃止に伴う地方税の減収分については、安定財源を確保するための具体的な方策を国が検討し、それまでの間、国の責任で手当する。
(令和8年度分の減収分（見込額：76,198千円）については、全額、地方特例交付金で手当される)

3 専決処分による条例改正後の対応

専決処分による条例改正に係る資料を全議員に配付する。